

電気需給約款等変更に関するお知らせ

2018年4月1日、電気需給約款等を以下の通り変更させていただきます。また、2018年3月31日をもって、現在、お客さまがご契約されている電気料金メニューの契約期間が満了しますが、2018年4月1日に、お客さまがご契約されている電気料金メニューの契約期間が更新され、契約期間は2019年3月31日までとなります。それに伴い、電気事業法にもとづきその内容をお知らせいたします。なお、**当ご案内に関し、お客さまに行っていただくお手続きはありません。**

■変更の対象となる電気料金メニュー定義書等

電気需給約款

電気料金メニュー定義書（ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3）

キャッシュバックキャンペーンの廃止（東京ガスエネルギー・代理店）

付帯メニュー定義書【LPガス・電気セット割キャンペーン】の策定・適用（東京ガスエネルギー・代理店）

■主な変更概要 電気料金単価に変更はありません。

- ・電気の需給開始や解約に関する内容等(※1)を変更（電気需給約款9(2)、31(2)、32(1)(2)）。
- ・ずっとも電気1の最低月額料金(※2)を廃止。それに伴い、基本料金と電力量料金等の合計が0円を下回る場合の特例（以下「特例」といいます。）(※3)を追加（電気料金メニュー定義書【ずっとも電気1】6(3)）。また、ずっとも電気2、ずっとも電気3についても同様の特例を追加（電気料金メニュー定義書【ずっとも電気2】7(3)、電気料金メニュー定義書【ずっとも電気3】7(3)）。
- ・料金メニュー変更時の条件（期間）(※4)を追加（電気料金メニュー定義書【ずっとも電気1】8(2)、電気料金メニュー定義書【ずっとも電気2】9(2)、電気料金メニュー定義書【ずっとも電気3】9(2)）。
- ・現在、お客様に適用されているキャッシュバックキャンペーンは2017年4月～2018年3月分のキャッシュバックのお客さまへの支払い完了をもって廃止。それにかわるキャンペーンとして、LPガス・電気セット割キャンペーン定義書を策定し、2018年4月計量日よりLPガス・電気セット割キャンペーンを新規に適用(※5)（付帯メニュー定義書【LPガス・電気セット割キャンペーン】附則1）。

■更新内容

- ・2018年4月1日より、翌年3月31日までご契約の電気料金メニューの契約期間を更新。

(※1)お客さまが電気の使用場所から移転し電気を使用していないことが明らかな場合には、電気契約は終了する規定が追加されます。

(※2)基本料金と電力量料金の合計が540円（税込）を下回る場合は、その1か月の電気料金は、540円（税込）と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする定め。

(※3)基本料金と電力量料金の合計が0円を下回る場合は、その1か月の電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとする定め。

(※4)やむを得ない場合を除き、お客さまが電気料金メニューを新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、電気料金メニューを変更できないとする定め。

(※5)既にキャッシュバックキャンペーンが適用されているお客さまは、その残存期間を承継します。

ご不明な点は以下窓口へお問い合わせください。

お問い合わせ先	
東京ガスエネルギー株式会社	カスタマーセンター 電力担当
Tel : 03-6891-8303	Fax : 03-6891-8333 (受付時間 : 平日 9:00~17:00)
http://www.tgenergy.co.jp/company/business/power/	

※本書面を郵送させていただきお客さまについては、当社からお送りする他の書面と到着が前後する可能性があります。予めご了承ください。

※本書面は平成30年3月に、電気需給約款等の変更内容をお知らせするためにお渡しするものです。

東京ガスエネルギーは東京ガス(株)の取次店としてお客さまに電気を販売します。(小売電気事業者:東京ガス(株) / 登録番号A0064)